

原議保存期間	20年(令和25年3月31日まで)
有効期間	一種(令和25年3月31日まで)

警視庁生活安全部長  
 各道府県警察（方面）本部長  
 殿  
 (参考送付先)  
 警察大学校生活安全教養部長  
 各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁人少発第241号  
 令和5年2月27日  
 警察庁生活安全局人身安全・少年課長

競馬法の一部を改正する法律の一部の規定の施行に伴うインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の改正について（通達）

競馬法の一部を改正する法律（令和4年法律第85号。以下「改正競馬法」という。）については、一部の規定が令和5年5月1日（以下「施行日」という。）から施行される（別添1及び2参照）ところ、本日、競馬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第38号。以下「改正令」という。）が別添3のとおり公布され、施行日から施行されることとなった。

改正令附則第3項により、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号。以下「令」という。）が別添4のとおり改正されるところ、改正の概要等は下記のとおりであるので、各都道府県警察にあつては、これらを踏まえ、遺憾のないように運用されたい。

#### 記

#### 1 趣旨

本件は、改正競馬法の一部の規定の施行に伴い、令について所要の改正を行うものである。

#### 2 改正の概要

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第14条第1項は、インターネット異性紹介事業者に対する事業停止命令事由として、インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し同法第8条第2号に規定する罪その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときと規定しており、「児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるもの」については、令第1条各号に掲げられている。

この度、改正競馬法の一部の規定の施行に伴い、別添2のとおり、競馬法（昭和23年法律第158号）第34条が削除され、同じ内容が新たに同法第35条として規定されることを受け、別添4のとおり令第1条第12号中「第34条」を「第35条」に改めることとした。

### 3 参考資料

別添1 競馬法の一部を改正する法律（令和4年法律第85号）に係る官報の写し

別添2 競馬法の一部を改正する法律（令和4年法律第85号）の第5章（罰則）に係る新旧対照条文

別添3 競馬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第38号）に係る官報の写し

別添4 競馬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第38号）のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）に係る新旧対照条文

競馬法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 松野 博一

法律第八十五号

競馬法の一部を改正する法律

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条の四十六」を「第二十三条の四十七」に、「第三十四条」を「第三十八条」に改める。

第二十三条の七第一項及び第二項第二号中「収支の改善」を「経営基盤の強化」に改め、同項第三号中「行う」の下に「競走体系の整備に向けた」を加え、同項第四号中「の事業」の下に「競走馬の競走能力の向上を図るための事業」を加え、同条第四項第二号中「収支の改善」を「経営基盤の強化」に改める。

第二十三条の八第一項中「第二十三条の三十六第一項第八号」を「第二十三条の三十六第一項第九号」に改め、同条第二項中「以下」を「第二十三条の三十六第一項第九号及び第十号において」に改める。

第二十三条の十八第五号中「第二十三条の三十六第一項第五号」を「第二十三条の三十六第一項第六号」に改める。

第二十三条の三十六第一項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、同項第九号中「馬」を「前号に掲げるもののほか、馬」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 地方競馬における競走馬の需要の変化、認定競馬活性化計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。

第二十三条の三十六第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「関し」の下に「競走体系の整備その他の観点から」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 都道府県又は指定市町村に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

第二十三条の三十六第三項中「第一項第十二号」を「第一項第十四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（情報の提供の求め）

第二十三条の三十六の二 協会は、都道府県若しくは指定市町村又は第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会若しくは私人に対し、前条第一項第二号に掲げる業務を適正に行うために必要となる調教師又は騎手に関する情報の提供を求めることができる。

第二十三条の三十七第一項中「前条第一項第九号」を「第二十三条の三十六第一項第十号及び第十一号」に改める。

第二十三条の三十八第二項第三号中「第二十三条の三十六第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同項第四号中「第二十三条の三十六第一項第六号」を「第二十三条の三十六第一項第七号」に改め、同項第五号中「第二十三条の三十六第一項第八号及び第九号」を「第二十三条の三十六第一項第九号から第十一号まで」に改める。

第二十三条の四十二中「含む」を「含み、第二十三条の四十四第一項の規定により繰り入れる金額に相当する金額を除く」に改め、同条第一号中「第二十三条の三十六第一項第九号」を「第二十三条の三十六第一項第十号及び第十一号」に改め、同条第二号中「第二十三条の三十六第一項第十号」を「第二十三条の三十六第一項第十二号」に改める。

第二十三条の四十三第一号中「業務」の下に「第三号に規定する業務を除く。」を加え、同条第二号中「第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務」を「第二十三条の三十六第一項第七号及び第九号に掲げる業務（以下「競馬活性化業務」という。）に改め、同条に次の一号を加える。  
三 第二十三条の三十六第一項第十号に掲げる業務（次条第三項において「競走馬生産振興業務」という。）及びこれに附帯する業務に係る経理、競走馬生産振興助定

第三章中第二十三条の四十六を第二十三条の四十七とし、第二十三条の四十五を第二十三条の四十六とし、第二十三条の四十四を第二十三条の四十五とし、第二十三条の四十三の次に次の一条を加える。

（競馬活性化業務及び競走馬生産振興業務に必要な資金の確保）

第二十三条の四十四 協会は、地方競馬の事業の経営基盤の強化を図るために必要がある場合には、競馬活性化業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を前条第一号に定める畜産振興助定から同条第二号に定める競馬活性化助定に繰り入れることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による繰入れが、第二十三条の四十二各号に掲げる業務の遂行に支障がなく、かつ、競馬活性化業務を通じて地方競馬の事業の経営基盤の強化に必要であると認められる場合に限り、同項の承認をするものとする。

3 日本中央競馬会は、日本中央競馬会法第二十九条の二第五項の規定にかかわらず、協会が行う競走馬生産振興業務に必要な経費の財源に充てるため、同条第一項の特別振興資金から農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとする。

第二十四条及び第二十五条第三項中「公正」の下に「を確保し、又は競馬の円滑な実施」を加える。

第三十三条及び第三十四条を削り、第三十二条の十を第三十八条とする。

第三十二条の九第五号中「第二十三条の四十五第二項」を「第二十三条の四十六第二項」に改め、同条を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする。

第三十二条の七の次に次の三条を加える。

第三十三条 第二十九条の規定に違反した者は、二百万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第三十条第三号の場合において勝馬投票類似の行為をした者（第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。）は、百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

附則第八条の見出し中「協会の行う業務」を「競馬活性化業務」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「日本中央競馬会は」を「第二十三条の四十四第三項に定めるもののほか、日本中央競馬会は」に、「令和四事業年度」を「令和九事業年度」に、「次に掲げる業務」を「競馬活性化業務」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削り、同項を同条とする。

附則中第九条を削り、第十条を第九条とする。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条第二項の改正規定（「令和四事業年度」を「令和九事業年度」に改める部分に限る。）及び附則第四条の規定 公布の日

二 目次の改正規定（「第三十四条」を「第三十八条」に改める部分に限る。）、第二十三条の三十六の次に一条を加える改正規定、第二十四条及び第二十五条第三項の改正規定、第三十三条及び第三十四条を削り、第三十二条の十を第三十八条とする改正規定、第三十二条の九を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする改正規定並びに第三十二条の七の次に三条を加える改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え）

第二条 この法律の施行の日から前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の第二十三条の三十七第一項の規定の適用については、同項中「第二十三条の三十六第一項第十号」とあるのは、「前条第一項第十号」とする。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

農林水産大臣 野村 哲郎  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 松野 博一

○ 競馬法の一部を改正する法律新旧対照条文（抄）  
 ○ 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五章 罰則</p> <p>第三十三条 第二十九条の規定に違反した者は、二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十四条 第三十条第三号の場合において勝馬投票類似の行為をした者（第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。）は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十五条 第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十六条 （略）</p> <p>第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 第二十三条の四十六第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。</p> <p>第三十八条 （略）</p>	<p>第五章 罰則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第三十二条の八 （略）</p> <p>第三十二条の九  次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 第二十三条の四十五第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。</p> <p>第三十二条の十 （略）</p>

(削る。)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条の規定に違反した者

二 第三十条第三号の場合において勝馬投票類似の行為をした者

(第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。)

(削る。)

第三十四条 第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があ

つた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者(その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者)は、五十万円以下の罰金に処する。

競馬法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年二月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

#### 政令第三十八号

競馬法施行令の一部を改正する政令

内閣は、競馬法（昭和二十三年法律第五百五十八号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「確保し、又は競馬場内の秩序を維持する」を「確保する」に改め、同条第二項中「前項第四号の」を「第一項第四号に掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 競馬会は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があるときは、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる処分をすることができる。

3 競馬会は、競馬場内の秩序を維持するため必要があるときは、第一項第五号に掲げる処分をすることができる。

第十一条第二項第九号及び第十二条第一項第八号中「戒告」を「戒告、過怠金」に改める。

第十三条第一項第二号中「第十七条の三第二項第二号」を「第十七条の三第二項第三号」に改める。

第十七条の三第二項第一号中「第十二条第一項第一号」の下に「から第七号まで、第九号」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 戒告その他制裁に関する事項

第十七条の四中「第十条第一項」の下に「から第三項までの規定」を加え、「同条第二項中「競馬会」を「同条第四項中「競馬会」に改め、「同項第九号中」の下に「戒告、過怠金」とあるのは「戒告」と」を加える。

#### 附則

（施行期日）

1 この政令は、競馬法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年五月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する日本中央競馬会又は都道府県若しくは指定市町村による処分に關する規定の適用については、なお従前の例による。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

3 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十二号中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

農林水産大臣 野村 哲郎  
内閣総理大臣 岸田 文雄

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（附則第三項関係）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪） 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一（略）（略）</p>	<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪） 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三号）第五条又は第六条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。） 二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三百三十六條又は第三百三十七條に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。） 三 刑法第七十四條に規定する罪、同法第七十五條第一項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）、同法第七十六條に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第七十七條に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）、同法第七十八條に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）、同法第七十九條に規定する罪、同法第八十條若しくは第八十一條に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）、又は同法第八十二條に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。） 四 刑法第八十六條第二項に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）、同法第八十七條第一項若しくは第二項に規定する罪又は同法第三項に規定する罪（児童と授受する行為に係るものに限る。）</p>



五 刑法第二百二十四条から第二十六条までに規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）、同法第二百二十六条の二に規定する罪（児童を売買する行為に係るものに限る。）、同法第二百二十六条の三に規定する罪（児童を移送する行為に係るものに限る。）、同法第二百二十七条第一項から第三項までに規定する罪（児童を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させる行為に係るものに限る。）、同条第四項に規定する罪（略取され又は誘拐された児童を收受する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第二百二十五条の二第二項及び第二百二十七条第四項後段に規定する罪を除く。）に係る同法第二百二十八条に規定する罪

六 未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）第三条第一項又は第四条に規定する罪（児童に販売し、又は供与する行為に係るものに限る。）

七 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条に規定する罪（児童に労働を強制する行為に係るものに限る。）、同法第一百八条第一項（同法第五十六条に係る部分に限る。）若しくは第一百九条第一号（同法第六十一条又は第六十二条に係る部分に限る。）に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第二百一条に規定する罪

八 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三条第一号に規定する罪（児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）、同条第二号に規定する罪（児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集、児童に対する労働者の募集に関する情報若しくは労働者にならうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第六十七条に規定する罪

九 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第二項（同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号又は第九号に係る部分に限る。）に規定する罪又は当該罪及び同法第六十条第一項に規定する罪に係る同法第六十二条の三に規定する罪

十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十条第一項第六号に係る部分を除く。）、第五号（同法第二十条第十二項第五号に係る部分を除く。）、第六号、第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分を除く。）若しくは第九号に規定する罪、同法第五十条第一項第四号（同法第二十二條第一項第六号に係る部分に限る。）、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分に限る。）若しくは第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第五十六条に規定する罪

十一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四条の二に規定する罪（児童から譲り受け、又は児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第二十四条の三に規定する罪（大麻から製造された医薬品を児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第二十四条の七に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第二十五条第一項第一号に規定する罪又はこれらの罪（同法第二十四条の二第一項、第二十四条の三第一項及び第二十四条の七に規定する罪を除く。）に係る同法第二十七条に規定する罪

十二 競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）第三十条第三号に規定する罪（児童に勝馬投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第三十一条第一号に規定する罪又は同法第三十五条に規定する罪（児童による同法第二十八条の規定に違反する行為があつた場合における当該違反行為の相手方とな

十二 競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）第三十条第三号に規定する罪（児童に勝馬投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第三十一条第一号に規定する罪又は同法第三十四条に規定する罪（児童による同法第二十八条の規定に違反する行為があつた場合における当該違反行為の相手方とな

る行為に係るものに限る。)  
十三(二十六(略)

る行為に係るものに限る。)

十三 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第五十六条  
第二条に規定する罪(児童に勝者投票類似の行為をさせる行為  
に係るものに限る。)、同法第五十七条第二条に規定する罪、  
同法第五十九条に規定する罪(児童による同法第九条の規定に  
違反する行為があつた場合における当該違反行為の相手方とな  
る行為に係るものに限る。)、又はこれらの罪に係る同法第六十  
九条に規定する罪

十四 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第六十  
一条第二条に規定する罪(児童に勝者投票類似の行為をさせる  
行為に係るものに限る。)、同法第六十二条第二条に規定する  
罪、同法第六十四条に規定する罪(児童による同法第十三条の  
規定に違反する行為があつた場合における当該違反行為の相手  
方となる行為に係るものに限る。)、又はこれらの罪に係る同法  
第七十四条に規定する罪

十五 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二  
十四条の二第一号に規定する罪(児童に販売し、又は授与する  
行為に係るものに限る。)、又は当該罪に係る同法第二十六条に  
規定する罪

十六 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号  
)第六十五条第二条に規定する罪(児童に勝者投票類似の行為  
をさせる行為に係るものに限る。)、同法第六十六条第二条に  
規定する罪、同法第六十九条に規定する罪(児童による同法第  
十二条の規定に違反する行為があつた場合における当該違反行  
為の相手方となる行為に係るものに限る。)、又はこれらの罪に  
係る同法第七十一条に規定する罪

十七 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四十  
一条の二に規定する罪(児童に譲り渡し、又は児童から譲り受  
ける行為に係るものに限る。)、同法第四十一条の三(同法第  
十九条に係る部分に限る。)、に規定する罪(児童に対して使用  
する行為に係るものに限る。)、同法第四十一条の三(同法第

二十条第二項又は第三項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第四十一条の四（同法第三十条の九第一項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第四十一条の四（同法第三十条の十一に係る部分に限る。）、同法第四十一条の五第一項第三号に規定する罪、同法第四十一条の十一若しくは第四十一条の十三に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、又はこれらの罪（同法第四十一条の二第一項、第四十一条の三第一項、第四十一条の四第一項、第四十一条の十一及び第四十一条の十三に規定する罪を除く。）に係る同法第四十四条に規定する罪

十八 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条の二に規定する罪（児童に譲り渡し、児童から譲り受け、又は児童に交付する行為に係るものに限る。）、同法第六十四条の三に規定する罪（児童に対して施用する行為に係るものに限る。）、同法第六十六条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第六十六条の二（同法第二十七条第一項、第三項又は第四項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第六十六条の四に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第六十八条の二に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第六十九条第五号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第六号に規定する罪、同法第六十九条の五に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第七十条第十七号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条

第十八号に規定する罪又はこれらの罪（同法第六十四条の二第二項、第六十四条の三第一項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項、第六十六条の四第一項、第六十八条の二及び第六十九条の五に規定する罪を除く。）に係る同法第七十四条に規定する罪

十九 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第五十二条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。））、同法第五十四条の三に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第五十二条第一項及び第五十四条の三に規定する罪を除く。）に係る同法第六十一条に規定する罪

二十 売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第五条に規定する罪、同法第六条第一項に規定する罪（児童をその相手方とする売春の周旋をする行為に係るものに限る。））、同法第二項第一号に規定する罪（児童を売春の相手方となるように勧誘する行為に係るものに限る。））、同項第二号若しくは第三号に規定する罪、同法第七条、第十条若しくは第十二条に規定する罪（児童に売春をさせる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第五条から第七条までに規定する罪を除く。）に係る同法第十四条に規定する罪

二十一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十八条に規定する罪（児童である労働者を対象とする労働者派遣に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第六十二条に規定する罪（第六十三号）第三十二条若しくは第三十三条第二号に規定する罪、同法第三十五条に規定する罪（児童による同法第九条の規定に違反する行為があつた場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第三十六条に規定する罪

二十三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（第六号に係る部分に限る。）に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）又は同条（第一項第十号に係る部分に限る。）若しくは第六条（第一項第二号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）

二十四 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十七条第一項第六号（同法第六十九条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童をカジノ施設に入場させ、又は滞在させる行為に係るものに限る。）

二十五 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために行き映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条若しくは第二十一条に規定する罪（これらの罪に当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第二十二条第一項に規定する罪

二十六 次に掲げる行為又はこれらに類する行為であつて、当該行為が行われた場所を管轄する都道府県の条例の規定により罪とされているもの

イ 児童と淫行をすること。

ロ 児童に対しわいせつな行為をすること。

ハ 児童に淫行又はわいせつな行為の方法を教えること。

ニ 児童に淫行又はわいせつな行為を見せること。